

# 【記載例】

第1号様式（要綱第4条関係）

規則第18条第9号調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更の工事の終了後に行う気密試験に合格するものであること。

設備工事の内容等

<例示基準 29.1(2)③>

検査記録を添付させること（チャート紙等）

工事従事者 氏名	氏名	設備士免状番号	氏名	設備士免状番号
	〇〇〇〇	第△△△△号		
	□□□□	第××××号		
完成検査 実施者名	〇〇〇〇	<規則第18条第9号> 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間：0.15MPa以上 上記以外：8.4kPa以上		
気密試験 結果	供給管等内容積	圧力	気密試験保持時間	
	100 リットル	8.5 kPa	25 分	
貯蔵 設備	火気との距離	<例示基準9>		6 m
	腐食防止措置	錆止め塗装等		
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他（アンカーボルトにより固定等）		
	40℃以下対策	屋根、遮へい板等		
調整器メーカー・型式		〇〇株式会社 △△□□		
供給管	高圧部 材質	STPG370-15A Sch80 等		
	中圧部 材質	STPG370-15A Sch80 等		
	低圧部 材質	埋設管	PE、SGP 等	露出管 SGP、SUS304 等
気化装置	有・無	ガス発生能力	kw	
安全装置	1	}	・マイコンメータ（S、SB、E、EB、II（H型））	
	2		・ガス漏れ警報器	・ガス放出防止装置
	3		・対震自動ガス遮断器	・ガス漏れ警報遮断装置
			・漏えい検知装置	・CO警報器 など

<例示基準 8>

<例示基準 9>

<例示基準 28>

「火気」とは、一般に火をいい、ライター、マッチの火、ストーブの火、自動車のエンジンの火花等 <例示基準 13>

「火気を取り扱う施設」とは、焼却炉、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用されるもの <例示基準 16>

- (注1) 貯蔵能力1,000kg未満容器：2m以内にある火気を遮る措置（規則第18条第1号イ、第19条第1号3）  
 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満容器：火気を取り扱う施設に対し5m以上の距離・流動防止措置（規則第18条第2号イ、第19条第3号ハ）  
 貯蔵能力1,000kg未満バルク貯槽：2m以内にある火気を遮る措置（規則第19条第3号ハ）
- (注2) 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食防止措置を講ずること（規則第18条第1号ロ、第2号リ、第19条第1号ヌ、第2号ホ）。<例示基準 15>